

社会保険

いばらき

2

退職したときは国民年金への切り替えが必要です

2021 February
NO.511

- 退職後の健康保険加入のご案内
- 保険証が届く前などに医療費を全額（10割）負担したときは
- 保険証の回収にご協力をお願いします
- 令和3年3月の出張年金相談



大手門（撮影：水戸市）：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

日本年金機構からのお知らせ

退職したときは、国民年金第 1 号被保険者への切り替えが必要です。

20 歳以上 60 歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。
勤務先を退職したときは、厚生年金保険から国民年金への加入手続きが必要です。

次のようなときは、退職日の翌日から 14 日以内に手続きを行きましょう。

- 会社を退職して自営業を始める場合
- 会社を退職して厚生年金保険に加入していない会社等に再就職する場合
- 会社を退職して再就職するまでに 1 日以上の間隔が生じる場合

手続き先	必要なもの
住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口	年金手帳または基礎年金番号がわかる書類 退職年月日を証明する書類（離職票など） 免許証などの身分を証明できるもの

厚生年金保険の被扶養者に扶養されていた配偶者は、国民年金第 3 号から国民年金第 1 号に種別が変更となります。手続きは上記と同じです。

国民年金保険料の免除制度があります

国民年金保険料は月額 16,540 円（令和 2 年度）ですが、保険料の納付が困難なときは免除制度があります。本人からの申請が承認されると、保険料の全額または一部（4 分の 1、半額、4 分の 3）が免除されます。

会社を退職した場合、退職された方の前年の所得をゼロとして審査する特例制度があります！

免除申請は、申請者本人・配偶者および世帯主の所得が審査の対象となりますが、退職による特例制度は、離職票など退職日を証明する公的書類を添付することで、退職された方の所得をゼロとして審査されます。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合の臨時特例措置も設けられています！

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合、令和 2 年 2 月分以降の期間について本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、所得審査を行います。

免除の割合に応じて、一定の年金額が保証されます！

例えば、全額免除となった期間の年金額への算定額は、保険料を全額納めた場合と比較して、2 分の 1 として計算されます。

■ 申請について

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、住所地の市役所・町村役場の国民年金担当窓口または管轄の年金事務所へ提出してください。

申請が遅れても、最大 2 年 1 カ月前までの免除申請をすることができます。

免除制度に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

退職後の健康保険のご案内

退職や勤務時間の短縮等により健康保険の資格を喪失した場合、その後の健康保険は「協会けんぽの任意継続」「国民健康保険」「ご家族の健康保険(被扶養者)」のいずれかの加入手続きが必要です。加入条件等をご確認のうえ、いずれかの健康保険にお手続きください。

※75歳以上の方(65～74歳で、後期高齢者医療広域連合から障害認定を受けた方を含む)は、後期高齢者医療制度に加入しているため、手続きの必要はありません。

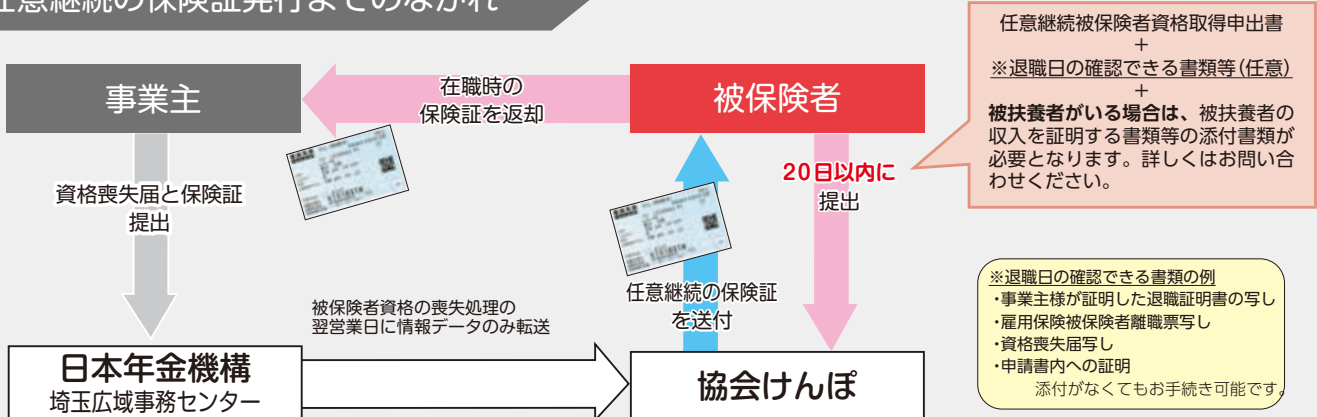
加入先	協会けんぽの任意継続 <small>にんけいぞく</small>	国民健康保険	家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの都道府県の協会けんぽ支部	お住まいの市町村の国民健康保険担当課	ご家族の勤務先
加入条件	<ul style="list-style-type: none"> 退職日までに被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること 退職日の翌日から20日以内に手続きすること 	<ul style="list-style-type: none"> お住まいの市町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください 下記いずれかの書類が必要となる場合があります <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 退職証明書(会社発行) 離職票(ハローワーク発行) 資格喪失証明書(日本年金機構発行) </div>	<ul style="list-style-type: none"> ご家族が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります。 ご家族の勤務先にお問い合わせください。 左記の書類が必要となる場合があります
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、原則として退職前に控除されていた保険料の2倍になります <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <任意継続の保険料が2倍とならないケース> <ul style="list-style-type: none"> 保険料の上限額に該当する場合 お住まいの都道府県と退職前に加入していた協会けんぽの都道府県が異なる場合 など </div>	<ul style="list-style-type: none"> 保険料は、加入する世帯の人数、前年の所得などによって決まります 保険料の軽減制度があります 市町村により保険料額が異なります 	<ul style="list-style-type: none"> 被扶養者の負担はありません



協会けんぽの任意継続被保険者になると、最長2年間加入することになります。**途中で「国民健康保険に加入する」「家族の健康保険の扶養になる」という理由で任意継続をやめることはできません。**ただし、被保険者が次のいずれかの事由に該当するときは任意継続被保険者の資格を喪失します。

- 被保険者が就職して他の健康保険の被保険者資格を取得したとき
- 被保険者が後期高齢者医療制度の被保険者資格を取得したとき
- 保険料を納付期限までに納付しなかったとき
- 被保険者が亡くなったとき

任意継続の保険証発行までのながれ



【退職日の確認できる書類等を添付いただいた場合】

1週間程度で保険証の交付が可能となります。

【退職日の確認できる書類の添付がない場合】

日本年金機構の被保険者資格喪失処理が終了してからの交付となるため、保険証の交付にお日にちがかかります。

協会けんぽ茨城支部からのお知らせ

保険証が届く前などに

医療費を全額 (10割) 負担したときは

「やむを得ない事情で保険証を提示できず、医療費を全額(10割)負担で支払ったとき」や「治療のために装具を作成したとき」などの場合に、あとで請求して、払い戻しを受けることができます。療養費支給申請書と添付書類を協会けんぽまでご申請ください。

	医療機関へ 全額支払ったとき	他の保険者へ 医療費を返還したとき	治療のため 装具を作成したとき
申請書類	<ul style="list-style-type: none"> 療養費支給申請書 (立替払等) 	<ul style="list-style-type: none"> 療養費支給申請書 (立替払等) 	<ul style="list-style-type: none"> 療養費支給申請書 (治療用装具)
	負傷(けが)の場合は、「負傷原因届」も必要です (第三者が絡む負傷の場合は事前にお問い合わせください)		
添付書類	<ul style="list-style-type: none"> 領収書(原本) 診療明細書 	<ul style="list-style-type: none"> 返還したときの領収書(原本) 診療報酬明細書 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ※医療費を返還した保険者から交付されます。 ※保険者によっては直接交付されない場合もありますので、その場合は保険者から交付されてきた「同意書」を作成し、添付してください </div>	<ul style="list-style-type: none"> 【治療用装具】 <ul style="list-style-type: none"> 装具の領収書(原本) 医師の意見および装具装着証明書(原本) 靴型装具の場合は、装具の現物写真 【弾性着衣等】 <ul style="list-style-type: none"> 装具の領収書(原本) 弾性着衣等装着指示書(原本) 【治療用眼鏡】 <ul style="list-style-type: none"> 装具の領収書(原本) 眼鏡等作成指示書(視力等の検査結果が明記されていない場合は、視力等の検査結果のコピーを添付してください)

- ✓ 申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードいただけます。
- ✓ 協会けんぽ茨城支部のホームページ上で「申請書の記入の注意点」を掲載しています。記入方法についてわからない場合などぜひご参考にご覧ください。



◀ 茨城支部HPの
バナーをクリック

ジェネリック医薬品軽減額通知を送付します

協会けんぽでは、ジェネリック医薬品の使用促進のため、年に2回、対象者のご自宅へ「ジェネリック医薬品軽減額通知」を送付しています。令和2年度第2回目の通知は、**令和3年2月頃に発送**します。

対象者

先発医薬品からジェネリック医薬品に変更した場合、一定額のお薬代を軽減できる可能性がある方

実績

平成30年度までの累計で約**900**万人以上の方にジェネリック医薬品に切り替えていただきました

Q どのように切り替えられますか？

医師や薬剤師にジェネリック医薬品への変更について相談しましょう。直接伝えにくい場合は、ジェネリック医薬品希望シールやジェネリック医薬品軽減額通知を活用しましょう。

急にジェネリック医薬品に変更するのは不安という方は、短期間だけジェネリック医薬品を試せる「分割調剤」を希望する旨を伝えてください。ジェネリック医薬品希望シールは、協会けんぽ茨城支部まで！



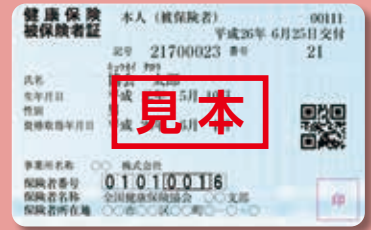
※この通知はジェネリック医薬品への変更を強制するものではありません。加入者様に先発医薬品以外にもジェネリック医薬品という選択肢があることをお知らせするためにお送りしております。

退職等で資格喪失される方の

保険証の回収にご協力をお願いします

資格喪失後の無資格保険証の使用防止にご協力ください

～退職後に保険証を返却せず、無効な保険証を医療機関等で使用する「資格喪失後受診」が増えています～



資格を喪失された方が、誤って保険証を使用してしまうケースを防ぐため、保険証は確実に回収をお願いいたします。

資格喪失理由	保険証を使用できるのはいつまで？
退職したとき	退職日まで
75歳になったとき (または、後期高齢者医療制度の被保険者となったとき)	75歳の誕生日の前日まで(または、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の前日まで)
死亡したとき	死亡した日まで
就職や婚姻などの理由でほかの健康保険に加入したとき	新しい健康保険に加入した日の前日まで

- ✓ 被保険者(お勤めされている方)が資格を失った場合は、**同日で被扶養者(ご家族の方)の資格も失われます。**
- ✓ 事業主さまが資格喪失届を日本年金機構に提出する際、**被保険者の方から回収した保険証を添付(同時提出)することが義務付けられています。**(健康保険法施行規則 第五十一条)
- ✓ 資格喪失届には**保険証を必ず添付**してください。

よくあるご質問

Q 資格喪失届の提出直後に、退職した従業員から保険証の返却がありました。会社で破棄してもいいのでしょうか？

A **いいえ。** 資格喪失届に保険証の添付がない場合には、直ちにご本人さま宛てに返却依頼の文書を送付しています。やむを得ず資格喪失届提出後に保険証の回収となった場合には、直ちに日本年金機構(年金事務所または事務センター)へご返却ください。

Q 退職する従業員から「次の保険証が届くまで、保険証の返却を待ってほしい」と言われました。次の保険証ができるまでは、退職前の保険証が使えるのでしょうか？

A **いいえ。** 次の保険証が手元になくても、保険証が使用できるのは退職日までです。資格喪失届に保険証を添付することが事業主さまに義務付けられていますので、退職時には必ず回収してください。

資格喪失後に保険証を使用すると・・・



資格喪失後に誤って保険証を医療機関等で使用された場合は、後日、健康保険で支払われた医療費を協会けんぽから資格喪失された方へ直接返還請求しております。

繰り返し請求しても、返還いただけない場合は、裁判所へ支払い督促申し立てや少額訴訟等の法的手続きを経て、強制執行(給与、預貯金等の差押え)による回収を行っております。

 **全国健康保険協会 茨城支部**
協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>
発行/企画総務グループ ☎029-303-1580

茨城県社会保険協会からのお知らせ

事業所名称・所在地等を変更された時は 茨城県社会保険協会へも変更届の提出をお願い致します。

茨城県社会保険協会では、広報紙「社会保険いばらき」や「各種補助事業のご案内」等を会員事業所様へ年6回お送りしておりますが、こうした送付物を確実にお届けするために、事業所名称や所在地等を変更された時は、日本年金機構年金事務所への届出とともに、茨城県社会保険協会へも変更届の提出をお願いいたします。特に3月から4月にかけての年度の切り替え時期につきましては、事業所の名称変更や移転等が多くなります。お手数ではございますが、よろしくお願い致します。

なお、変更等がございましたら茨城県社会保険協会のホームページより「入会申し込みはこちら」(又は「入会案内」)をクリックし、「変更届」をクリック・印刷していただき、必要事項を記入のうえFAXまたは郵送にて送付願います。

お問い合わせ・送付先

一般財団法人茨城県社会保険協会

〒310-0021水戸市南町3-4-12 常陽海上ビル8階

電話029-226-8005 FAX029-231-2522

出張年金相談のお知らせ

年金事務所による令和3年3月の出張年金相談の日時・会場は下記のとおりです。なお、相談にはどの会場も事前の予約が必要です。事前に該当の年金事務所へお電話のうえ、ご予約をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、一部の相談会場では規模を縮小したり、急きょ中止となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

3月の出張年金相談

年金事務所 予約先電話番号	日 時	会 場
水戸北年金事務所 029 (231) 2283	9日(火) 10:00～14:00	大子町役場
	25日(木) 10:00～15:00	常陸太田市役所
水戸南年金事務所 029 (227) 3278	11日(木) 10:00～14:30	鹿嶋市商工会本所
	23日(火) 10:30～14:30	神栖市商工会波崎支所
土浦年金事務所 029 (825) 1170	4日(木) 10:00～15:00	取手市商工会館
	26日(金) 10:00～15:00	龍ヶ崎市地域福祉会館
下館年金事務所 0296 (25) 0829	11日(木) 10:00～14:00	常総市商工会水海道事務所
	17日(水) 10:00～14:30	古河商工会議所
日立年金事務所 0294 (24) 2193	16日(火) 10:00～14:00	高萩市役所

※相談を受ける際には、運転免許証や住民基本台帳カードなどの顔写真付きの身分証明書をご持参ください。お持ちでない場合には、年金手帳または年金証書、健康保険証及び預金通帳など本人であることが確認できる書類を2つ以上提示していただきます。また、本人以外の方が相談される場合は委任状等が必要になりますので、事前に各年金事務所お客様相談室へお問い合わせください。